

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、経営環境のダイナミックな変化に対応し、成長と発展に努めることにより企業価値を高め、また当社を取り巻く全てのステークホルダーに対し、社会的責任を果たしていくため、絶えず経営管理体制や組織と仕組みとの改善に努めております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【補充原則1-2 (4) 議決権の電子行使と招集通知の英訳】

・議決権の電子行使を可能とする仕組み作りは、当面予定しておりませんが、今後、海外投資家の比率が更に上昇した場合には、必要に応じ検討してまいります。

・株主総会招集通知の英訳につきましては、外国株主比率等の状況や株主・投資家のご意見を踏まえ、必要に応じて対応してまいります。なお海外投資家に会社状況を理解いただくために当社ホームページには、会社概要と製品情報、財務情報を英語で掲載しております。

【補充原則1-2 (5) 信託銀行等の名義で株式を保有する機関投資家の株主総会での権利行使】

信託銀行等の名義で保有する機関投資家のご意見を踏まえ、必要に応じて対応の検討を致します。

【補充原則4-1 (2) 中期経営計画の株主向け説明】

当社は、中期的な戦略と経営計画に基づいた、単年度の事業計画を策定し取締役会にて決議をしています。

中期経営計画は、前年度に策定された中期経営計画をベースにローリング方式で見直しを行い、当年度の中期経営計画に反映させています。なお、中期経営計画の公表については、今後の検討課題とします。

【補充原則4-1 (3) 後継者計画と候補者育成の監督】

当社は、後継者の選定を重要な課題と考えており、今後取締役の意見を参考にしながら、代表取締役社長が、後継者計画を立案していきます。取締役会は、その計画の審議・承認および手続きを監督する様に致します。

【補充原則4-2 (1) 経営陣の報酬の決定】

経営陣の報酬は、固定給与と毎期の業績の達成度合いにより変動する「賞与」により構成されており、各人の役職、実績その他各種の要素を勘案して決定しております。

現在、自社株報酬制度など中長期的な業績と連動する報酬は導入しておりませんが、持続的な成長に向けた新たな中長期のインセンティブプラン等について、今後検討してまいります。

【補充原則4-3 (2) 代表取締役社長の選任】

当社は、代表取締役社長の選任については独立社外取締役の意見も踏まえたくうえで取締役会において協議して決定することとしておりますが、客観性・適時性・透明性のある手続きを明確には定めておりません。今後、より透明性の高いガバナンス体制を目指して、議論を進めてまいります。

【補充原則4-3 (3) 代表取締役社長の解任手続】

当社では、代表取締役社長の解任にあたっての手続を定めておりませんが、独立社外取締役が出席する取締役会で決定する等、具体的な手続を検討してまいります。

【補充原則4-8 (2) 独立社外取締役の体制整備】

独立社外取締役は、取締役会において有用な発言を行っており、必要に応じて経営陣と話し合いの機会を持っていることから、現体制が有効であると認識しております。筆頭独立社外取締役は選任していません。

【補充原則4-10 (1) 指名・報酬の諮問委員会】

当社の独立社外取締役は3名で過半数に達しておらず、諮問委員会も設置しておりませんが、取締役・執行役員の指名に関しては、社外取締役を含む取締役会で審議の上、決定しています。また取締役の報酬につきましては、株主総会で決議された報酬総額の枠内において報酬の決定方針及び基準に則して適切に決定されていると考えております。

【原則5-2 経営戦略や経営計画の策定・公表】

事業計画の策定に当たっては、自社の資本コストを的確に把握した上で、事業戦略の見直しと経営資源の再配分を行っています。なお、経営計画の公表については、今後の検討課題としていきます。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則1-4 政策保有株式】

当社は、政策保有株式の取得・継続保有にあたっては、適切な手続きを経て、保有意義・経済合理性等を十分に検討した上で決定しています。保有の意義が希薄と考えられる政策保有株式については、処分・縮減していく方針です。また、議決権の行使にあたっては、保有意義・経済合理性

等を踏まえた上で、議案の内容を十分に検討した上で行使しています。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

関連当事者間の取引については、法令や取締役会規程に則り、取引の重要性やその性質に応じて取締役会における承認を得るものとしています。その承認にあたっては、それらの取引が会社や株主共同の利益を害することのないよう、必要な確認を行っています。

【原則2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社は、自らが運用を指図する企業年金制度を備えておらず、導入する予定也没有せん。

【原則3-1 情報開示の充実】

(1) 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

・当社ホームページで開示をしています。

(2) 本コードのそれぞれの原則を踏まえた、コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

・本報告書で開示をしています。

(3) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

・取締役の報酬については、業績のみならず総合的な評価で、取締役会で決議されています。

(4) 取締役会が経営陣幹部の選任と取締役候補(監査等委員である取締役を含む)の指名を行うに当たっての方針と手続

・取締役候補者(監査等委員である取締役を含む)および執行役員候補者は、高度な倫理観・誠実性を有し、心身ともに健康であり、経営に関し客観的判断能力と専門知識を有している者から選任することとしており、取締役候補者および執行役員は、取締役会にて決定されます。

(5) 取締役候補(監査等委員である取締役を含む)の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明

・取締役・監査役候補の指名を行う際の個々の略歴については、定時株主総会招集通知及び有価証券報告書に記載しております。選任理由については、定時株主総会招集通知をご参照ください。

【補充原則4-1 (1) 経営陣に対する委任の範囲の決定、概要の開示】

当社は、「取締役会規程」を定め、法令に準拠して取締役会で決議する事項を定めています。

また、稟議・申請規程に基づいた「決裁権限基準表」を定め、経営側が執行できる範囲を明確にしています。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

独立社外取締役の選任においては、会社法が定める社外取締役の要件および東京証券取引所が定める独立役員の独立性判断基準に基づいて選定を行うほか、代表取締役社長による事前の面談により、取締役会に対し建設的な意見申が期待できる人物を選定しております。なお、独立社外取締役の選任理由は、本報告書「1. 機関構成・組織運営等に係る事項」【取締役関係】に選任の理由を記載しております。

【補充原則4-11 (1) 取締役会全体の知識等のバランス、規模に関する考え方の策定、取締役の選任に関する方針・手続きの開示】

・当社の取締役会は、当社の事業内容に精通した取締役と当社が所属する情報セキュリティ産業の知見を有している社外取締役、他社における経営経験者である独立社外取締役、学識経験者である独立社外取締役により構成されており、知識・経験・能力のバランスのとれた構成になっております。

・取締役の員数は、定款により10名以内にしています。

・取締役の選任は、取締役会の合意を経たうえで、株主総会で承認されています。

【補充原則4-11 (2) 社外取締役の兼任状況】

・社外取締役の他社での兼任状況は、株主総会招集通知、有価証券報告書及び本報告書の中で開示しております。

・当社以外の会社の役員を兼任している社外取締役は、当社の為に十分な時間と労力を確保できる環境にあります。

【補充原則4-11 (3) 取締役会の実効性に関する分析・評価・結果の概要の開示】

取締役会全体の実効性の分析・評価と、その概要の開示に関しましては、今後の検討課題として対応をまいります。

【補充原則4-14 (2) 取締役に対するトレーニングの方針についての開示】

社外から選出された新任の取締役に対しては、当社の関連資料を提供し、概要及び課題等の説明を行っております。

また、取締役としての必要な知識の習得を行うために適宜外部のセミナー等を活用することとしております。

【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】

・株主からの対話の申込みに対して、積極的に対応しております。

また、株主や投資家に対しては、経営状況の説明を適宜開催するとともに、要望に応じて、スモールミーティングも実施しています。

・当社では、経営管理部が中心となり、IR活動に関連する情報を、営業、経理、総務人事部門等から入手するなど、日常的に情報の連携を図っています。経営管理部は投資家からの電話取材や、スモールミーティング等のIR取材を積極的に受け付けており、特に個人投資家向けの経営状況説明会では、毎回、社長自身が説明を行っています。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
有限会社Zen-Noboks	8,212,400	43.31
ソリトンシステムズ従業員持株会	783,300	4.13
鎌田 信夫	580,000	3.05
株式会社三井住友銀行	480,000	2.53
GROTH INVESTMENTS LLC	380,000	2.00
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	340,000	1.79
SMBC日興証券株式会社	263,800	1.39

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	235,600	1.24
三好 修	183,700	0.96
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	181,600	0.95

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明

有限会社Zen-Noboksは、当社の自己株式の公開買付けの結果、平成26年4月16日、同社と緊密な者又は同意している者をあわせた議決権の被所有割合は当社の総議決権数の過半を下回ることから、同社は当社の親会社からその他の関係会社に異動しました。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	12 月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

——

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

有限会社Zen-Noboksは、その他関係会社に該当し、同社との間に役員の兼務があります。
しかしながら、当社の事業活動や経営判断の決定につきましては、当社の取締役会において討議及び決議がなされるため、独立性は確保されています。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	14 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	10 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
加藤 光治	他の会社の出身者											○
中村 修	学者											○
高德 信男	公認会計士											○

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
加藤 光治	○	○	加藤氏は、北川工業株式会社社外取締役を兼任しております。	< 選任理由 > 会社役員を経験され、企業の経営戦略に精通しており、その経営経験を含めた豊富な経験と高い見識をもって、当社の事業運営についての指導、提言が期待できることから、社外取締役として選任しております。 < 独立役員に指定した理由 > 証券取引所の定める独立役員の要件を全て満たしており、一般株主との間に利益相反を生じるおそれがないと判断して、独立役員として指定しております。

中村 修	○	○	中村氏は、慶應義塾大学環境情報学部教授、株式会社ナオプト・メディア社外取締役、株式会社インターネット総合研究所社外取締役、Internet Research Institute LTD.取締役を兼任しております。	<選任理由> 大学教授として当業界に精通しており、その豊富な経験と高い見識をもって、当社の事業運営についての指導、提言が期待できることから、社外取締役として選任しております。 <独立役員に指定した理由> 証券取引所の定める独立役員の要件を全て満たしており、一般株主との間に利益相反を生じるおそれがないと判断して、独立役員として指定しております。
高德 信男	○	○	高德氏は、高德公認会計士事務所所長を兼任しております。	<選任理由> 会社経営に直接関与したことはありませんが、公認会計士の資格を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見に基づく企業会計の専門的見地から当社の経営を監視していただくとともに、長年の公認会計士事務所経営を含めた経験から経営全般において助言を頂戴することでコーポレート・ガバナンスの強化を期待できることから、社外取締役として選任しております。 <独立役員に指定した理由> 証券取引所の定める独立役員の要件を全て満たしており、一般株主との間に利益相反を生じるおそれがないと判断して、独立役員として指定しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

更新

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	0	0	3	社外取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無

更新

なし

現在の体制を採用している理由

更新

監査等委員会は、内部監査室との連携により監査等を実施していることから、監査等委員会の職務を補助すべき使用人は配置しておりません。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

更新

当社は、監査等委員、会計監査人、内部監査室が連携し、会計監査人から年4回の監査実施報告を受けるほか、必要に応じて情報交換を行い、内部監査室からは原則毎月報告を受け、経営に関わる必要な資料の提供や事情説明を行う体制をとっております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

更新

なし

【独立役員関係】

独立役員の人数

更新

3名

その他独立役員に関する事項

当社は、社外取締役の独立性は、東京証券取引所が定める独立性基準に基づくとともに、当社の持続的な成長と中長期的な発展に貢献できる多様な経験と幅広い見識を有する有識者を、社外取締役の候補者として選定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況 **更新**

ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明 **更新**

取締役に対するストックオプションの付与は、取締役の業績向上に対する責務を認識しその成果に報いる制度としては有効な制度と考えております。なお、現在、ストックオプションは発行しておりません。

ストックオプションの付与対象者 **更新**

社内取締役、社外取締役、従業員、子会社の取締役、子会社の執行役、子会社の従業員

該当項目に関する補足説明

当社は、役員及び従業員の経営への参画意識を高め業績向上に対する貢献意欲及び士気を高めること、及び主要な取引先からのより強固なご支援を得ることにより業績向上に寄与する制度として有効な制度と考えております。なお、現在、ストックオプションは発行しておりません。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 **更新**

役員ごとの報酬等の総額につきましては、1億円以上を支給している役員はおりませんので、記載を省略しております。
また、取締役(監査等委員会を除く)の報酬限度額は、令和2年3月24日開催の第42回定時株主総会において、年額500百万円以内と決議されております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針
の有無

なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【社外取締役のサポート体制】 **更新**

社外取締役、社外監査役のサポートについては、専任スタッフは配置しておりませんが、主に経営管理部および社長室が担当しており、取締役会の事前資料配布、開催案内などの情報を提供しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) **更新**

当社はこれまで、取締役会設置会社、監査役会設置会社として運営し、経営監督機能と業務執行機能の役割を明確に分担するために執行役員制度を採用してまいりましたが、取締役会・取締役の監査・監督機能の充実を企図し、2020年3月24日開催の第42回定時株主総会の決議をもって、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しました。

コーポレート・ガバナンスの体制の概要は次のとおりであります。

< 取締役、取締役会、執行役員、経営会議 >

取締役会は、代表取締役社長である鎌田信夫氏を議長として、経営に係る重要事項について毎月一回の定例取締役会で討議・意思決定されております。また、必要に応じて臨時取締役会を開催し、迅速な意思決定のできる体制をとっております。その他、代表取締役執行役員である鎌田信夫氏を議長とし、その他9名の執行役員によって構成される経営会議では、取締役会への上程議案の事前審議及び経営課題に関する意見交換を行っております。

取締役会は、2020年3月24日現在、取締役(監査等委員である取締役を除く。)である鎌田信夫氏、遊佐洋氏、橋本和也氏、見立宏氏、土屋徹氏、長谷部泰幸氏、鎌田理氏の7名と、監査等委員である取締役である加藤光治氏、中村修氏、高德信男氏の3名(うち社外取締役3名)で構成されております。また、経営会議は、鎌田信夫氏、遊佐洋氏、橋本和也氏、見立宏氏、土屋徹氏、長谷部泰幸氏、松本吉旦氏、百武真也氏、三須貴夫氏、Mogens Jensen氏の10名の執行役員で構成されております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 **更新**

当社は、取締役会・取締役の監査・監督機能の充実を図るため、2020年3月24日開催の当社第42回定時株主総会の決議をもって、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しました。

監査等委員会は、取締役会から独立した機関として、2020年3月24日現在、監査等委員である取締役3名(うち社外取締役3名)で構成しております。公認会計士の資格を有し、財務及び会計に関する知見が深い高德信男氏が委員長を務め、会社役員を経験され、企業の経営戦略にも精通されている加藤光治氏、大学教授として当社のおかれている業界に精通されている中村修氏の2名が委員となっております。

監査等委員は、事業運営の健全性と透明性を確保するため、監査等委員会で定めた監査方針と業務分担などに従い、取締役会及び各種の重要

な会議・委員会に出席、決裁書類等の重要書類の閲覧を通じ、取締役会の意思決定過程及び取締役の業務執行状況の監督機能を担っております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	定時株主総会は集中日を回避するよう努めており、2012年は6月26日、2013年は6月27日、2014年は6月17日、2015年は6月20日、2016年3月25日、2017年3月24日、2018年3月23日、2019年3月22日に開催いたしました。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	当社が開設するホームページにIRサイトを設け、事業内容の紹介のほか、決算短信等決算情報について適時開示をしております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IRにつきましては、管理部に担当者を配置しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	地球環境保全の重要性を認識し、企業活動のあらゆる面で環境に配慮して行動することを基本理念としております。以下、環境保全にかかる行動方針を取り決め、ホームページ上でも公開しております。 1.環境関連の法規制、環境ガイドラインを遵守します。 2.省資源、省エネルギー、廃棄物の削減やりサイクルに取り組み、環境負荷の低減に努めます。 3.環境保全活動を推進させるためのシステムを構築し、定期的な見直しを行いながら、改善を図ります。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、会社法第362条及び会社法施行規則第112条の規定に従って、業務の適正を確保するための体制(以下、内部統制という)に関する基本方針を定め、以下のように実施しております。

1. 取締役、執行役員及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・コンプライアンス体制の基礎として、経営理念、行動規範を定め、当社グループの社員等にこれを周知徹底すべくウェブサイトに公表するとともに、取締役及び執行役員は法令及び倫理規範の遵守を率先垂範する。
- ・コンプライアンスやリスクマネジメント体制の整備を含むCSR活動を推進するため、社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置するとともに、社外取締役制度を採用し、意思決定のプロセスを含む経営全般の透明性を高める。
- ・内部監査部門として内部監査室を設置し、当社グループの業務プロセスおよび業務全般の適正性等について内部監査を行う。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る文書については、文書管理及び保存に関する規程に基づき、書面または電磁的媒体等その記録媒体に応じて適切に保存・管理し必要に応じて閲覧可能な状態を維持する。

3. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社の重要事項は、毎月の取締役会で討議・決定し、必要に応じ臨時取締役会を開催し、討議・決定する。また、業務執行最高責任者である代表取締役社長に対して適切な助言を行うことを目的に、執行役員及び各部門の責任者から構成される経営会議を毎月1回開催し、業務執行事項についての方向性や方針の確認を行う。

4. 当社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保する体制

イ 当社および子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当該株式会社への報告に関する体制

- ・当社が定める関係会社管理規程および当社と子会社との間で個別に締結される管理契約等において、子会社の経営業績、財務状況その他の重要な情報については、当社への定期的な報告を義務付ける。
- ・定期的または必要に応じて、当社および子会社の取締役が出席する役員会を開催し、子会社において重要な事項が発生した場合には、子会社が当社へその内容を報告することを義務付ける。

ロ 当社および子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・当社グループ全体のリスク管理について定めるコンプライアンス規程を基に、当社グループ全体のリスクを網羅的・統括的に管理する。
- ・当社のコンプライアンス委員会において、当社グループ全体のリスクマネジメント推進に関わる課題・対策を審議する。
- ・不測の事態や危機の発生時に当社グループの事業継続を図るための計画を策定し、当社および子会社の役員および社員等に周知徹底する。

ハ 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・三事業年度を期間とする当社グループの中期経営計画を策定し、当該中期経営計画を具体化するため、毎事業年度ごとの当社グループ全体の重点経営目標および予算配分等を定める。

ニ 当社グループにおける職務分掌、指揮命令系統、権限および意思決定その他の組織に関する基準を定め、これに準拠した体制を構築する。

- ・内部監査室は、内部監査規程、関係会社管理規程に基づき、子会社に対する内部監査を実施する。
- 二 子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
- ・コンプライアンス規程を作成し、当社グループの全ての役員および社員等に周知徹底する。
- ・各子会社には、規模や業態に応じて適正数の監査役もしくはコンプライアンス推進担当者を配置する。
- ・当社グループの役員および社員等に対し、年1回、法令順守に関する研修を行い、コンプライアンス意識の醸成を図る。
- ・内部監査室は、内部監査規程、関係会社管理規程に基づき内部監査を実施する。
- ・当社グループの役員および社員等が直接通報を行うことができるコンプライアンス・ホットラインを当社内に整備する。

5. 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に対する監査等委員会の指示の実行性の確保に関する事項

監査等委員会の職務を補助すべき社員等は、監査等委員会の指揮命令に従わなければならない。ただし、その社員等が他の部署を兼務している場合については、監査実施中は、監査等委員会の指揮命令に従わなければならない。

6. 子会社の取締役、監査役等および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告するための体制

- ・グループの役員および社員等は、当社監査等委員会から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。
- ・グループの役員および社員等は、法令等の違反行為等、当社または子会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実について、これを発見次第、ただちに当社監査等委員会に報告する。
- ・内部監査室等は、定期的に当社監査等委員会に対する報告会を実施し、当社グループにおける内部監査、コンプライアンス、リスク管理等の現状を報告する。
- ・グループの内部通報制度の担当部署は、当社グループの役員および社員等からの内部通報状況について、定期的に当社監査等委員会に報告する。

7. 監査等委員会へ報告した者が当該報告したことを理由として不利な取扱を受けないことを確保するための体制

- ・グループの監査役または当社監査等委員会への報告を行った当社グループの役員および社員等に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱を行うことを禁止し、その旨を当社の役員および社員等に周知する。

8. 監査等委員の職務の執行(監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。)について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

- ・監査等委員の職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、毎年、一定の予算を設ける。
- ・監査等委員会が通常の監査によって生ずる費用を請求した場合には速やかに処理する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会勢力や団体に対し、社会常識と正義感を持ち、毅然とした対応で臨み、一切の関係を持たないことを基本的な方針としている。反社会勢力に対する統括部門を定め、必要に応じて警察や顧問弁護士、その他外部の専門機関と連携し、反社会勢力へ対応する体制をとっております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

